

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。

令和2年11月16日



発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を追加指定しました

- 今後、季節性インフルエンザの流行と新型コロナウイルスの感染再拡大が重なると、どちらの感染を疑うべきか不明な発熱患者等が増えることが想定されます。
- このため、発熱等の症状のある患者が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において適切に診療・検査を受けられるよう、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として10月30日に指定したところです。
- 今般、医療機関に対して再度意向調査を実施し、追加指定を行いました。これにより、本県の「診療・検査医療機関」数は1,205機関となりました。
- 今後とも随時指定を行い、発熱患者等の診療・検査体制を強化してまいります。

1. 診療・検査医療機関の数

1,205機関（11月16日時点） ← 1,050機関（10月30日時点）

	北九州地域	福岡地域	筑後地域	筑豊地域	計
診療+検査	233	477	186	110	1,006
診療のみ	47	80	55	17	199
計	280	557	241	127	1,205

※「診療・検査医療機関」以外にも、発熱患者等の診療・検査を行う医療機関があります。

2. 県ホームページ上で公表している診療・検査医療機関の数

281機関（11月16日時点） ← 259機関（11月9日時点）

※県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shinryo-kensa-kohyo.html>



3. 相談・受診の流れ

別紙のとおり

発熱等の症状がある場合の相談・受診方法

～ 受診前に必ず電話相談をしてください～

1 まずは



かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談してください。

相談した医療機関で診療・検査が可能な場合

相談した医療機関で診療・検査ができない場合

当該医療機関を受診
（「診療・検査医療機関」等）

2 に記載の連絡先に電話相談し、診療・検査が可能な医療機関の案内を受けた後、当該医療機関に電話相談したうえで受診

- ◆ 受診前に必ず電話相談をし、来院時間を決定してください。
- ◆ できる限り公共交通機関以外で受診するようにしてください。
- ◆ 来院時間を守り、マスクを着用して受診してください。

2 相談する医療機関に迷った場合等は



最寄りの受診・相談センターにお問い合わせください。発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関をご案内しますので、案内された医療機関に電話相談したうえで受診してください。

保健所(受診・相談センター)	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	092-643-3288
粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	

※ 北九州市、福岡市、久留米市にお住まいの方は

保健所(受診・相談センター)	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567【24時間対応】	同左
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル	092-711-4126【24時間対応】	同左
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9335【24時間対応】	同左